

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>路 線 名</p>	<p>ときがわ坂戸線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡ときがわ町大字玉川字一市 一五一六番一地先から 同郡同町大字玉川字一市一五一六 番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年六月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年六月三十日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第二十三号で 告示した道路予定区域の供 用開始である。延長一〇・ 二九メートル</p>